

論 説

犯罪報道の現在地（1）

—実務の視点から実名犯罪報道の今後を考える—

利 根 川 響
(監修) 稲 田 朗 子

本稿の掲載にあたって

一 はじめに

二 報道被害とマスメディア

1. 実名犯罪報道による報道被害の状況
2. マスメディアのいう実名報道主義の根拠と配慮

三 諸外国の犯罪報道

1. アメリカ合衆国
2. イングランド
3. ドイツ・フランス
4. スウェーデン
5. フィンランド
6. 小括

四 マスメディアの自由と被報道者の人権

1. マスメディアの自由と被報道者の人権との両立
2. マスメディアが主張する憲法上の権利
3. 被報道者の人権
4. 小括

五 犯罪報道に関する実務的視点の確認 —ヒアリング調査を踏まえて—

1. 調査の概要

2. 日本新聞協会「新聞倫理綱領」と各社の報道基準について(以上, 本号)
3. 報道被害に対する意識 (以下, 次号)
4. 実名報道に対する意識と考へ
5. 無罪推定の原則と実名報道の関係性について
6. 情報源と「ウラ取り」の実際
7. 記者の取材について思うこと
8. 裁判員裁判と実名報道について
9. 社会復帰と実名報道について
10. 依存症と実名報道について
11. ベトナム人技能実習生孤立死産事件とその報道について
12. その他

六 実名犯罪報道のあるべき方向性

1. 日本新聞協会の「新聞倫理綱領」の有用性と各社の報道基準
2. 報道被害と被害救済の手段
3. 無罪推定の原則と実名犯罪報道
4. 匿名報道原則の採用可能性と実務的視点
5. 結論 一実名犯罪報道のあるべき方向性一

七 おわりに

本稿の掲載にあたって

本稿「はじめに」以下は、2022年度人文社会科学部社会科学コース卒業論文として同年度卒業生の利根川響君が提出したものである。同卒業論文は、社会科学コース優秀卒論選定委員会による審査の結果、2022年度同コース最優秀卒業論文に選定され、同コースで発行する『2022年度卒業論文選集』(1-74頁)に全文が掲載された。

上記の通り、同卒業論文は既に内部での発表の機会を得てはいたが、論文を査読した教員から、紀要にも掲載してはどうかとの御推薦をいただき、この度『高知論叢』に掲載する運びとなった。このように、本稿を広く発表する機会を

くださった経済学会会員のご厚意に深く感謝を申し上げます。

以下、いくつかお断りをしたい。まず第一に当該論文の紙幅の都合上、これを2回に分けて掲載する。第二に、卒業論文で「資料」として付した「高知新聞社 編集手帳 第2版 報道基準（抜粋）」は、早崎康之記者（高知新聞社）へのインタビュー記録とともに、『高知論叢』今号において別稿にて掲載する。

また、例えば当該論文において検討の対象とされているベトナム人技能実習生孤立死産事件にかかる刑事裁判のように、卒業論文締切日（2023年1月10日）以降の展開がみられるものも複数存在するが、これらについての改訂は行わず、表現上の明らかな誤字・脱字等最低限の加筆・訂正に留め、基本的には提出した卒業論文の原型のまま掲載することとした。

なお、本稿のテーマ設定、構想、調査実施、文章化といった、一連の論文作成作業は、同君が行った。その際の助言・指導についてのみ、ゼミナール担当教員である稲田が行った。本稿は、犯罪加害者や犯罪被害者、またその人たちの家族にも、深刻な被害をもたらし続けている犯罪報道の問題に、報道被害解消に向けての糸口を見つけるべく、正面から取り組んだ研究の成果である。学生が初めて執筆したものであることによる未熟な点も散見されようが、単なる卒業要件としてのレポートの域を超える情報収集や分析等、目を引く箇所も多い。今後の在学生には、卒論作成にあたって参考となることも多々あろうし、また目標にして欲しいところでもある。本稿をここに掲載する所以である。

（以上につき文責 稲田朗子）

一 はじめに

「すべての犯罪者は原則として匿名で報道すべきだ」¹。元共同通信社の記者でジャーナリストの浅野健一氏が『犯罪報道の犯罪』で主張してから39年が経つ。同書で浅野氏は、実名で罪を犯したとされる者を報道する、いわゆる「実名報道主義」を採用する日本のマスメディアを真っ向から否定した。人権を侵

¹ 浅野健一（1984）『犯罪報道の犯罪』、学陽書房、「はじめに」。

害する報道被害の実情を明らかにするとともに、犯罪報道の「匿名報道主義」を実現した北欧諸国に学び、日本も同様に採用すべきであると示した。

しかし39年経った現在も日本のマスメディアは、被疑者・被告人、囚人を原則として実名で報道する実名報道主義の姿勢を貫いている。真に犯人であると裁判によって確定していない段階でその氏名や職業、住所、社会的属性等を公表し、あたかも事件の犯人であるかのような印象を与える犯人視・悪人視・有罪視報道は、現代刑事法の重要な原則である無罪推定の原則に反する恐れがあると考える。裁判が結審し、有罪確定後であれば前述のようなプライバシー性の高い情報を報じてよいのだろうか。否、誤判や冤罪の可能性、社会復帰をする際に足枷となるようなことがないかを考慮する必要があるだろう。

本稿では逮捕・起訴・有罪確定前段階での実名による犯罪報道が被報道者の人権を多く侵害するものではないかという問題意識を出発点として、これからの実名犯罪報道のあるべき方向性を考える。はじめに、現在の犯罪報道による被害の実情や被害発生の背景について示す。さらに、理論の視点からは、諸外国における犯罪報道について挙げたうえで、日本における犯罪報道との相違点について言及する。また、マスメディアと被報道者のそれぞれの“言い分”を憲法的視点から概観し、実名報道によって得られる利益と生じる不利益とを比較衡量する。なお、本稿における“実名犯罪報道”の語句は「犯罪に関する報道のうち、特に氏名を報道するもの」を指し、“犯罪報道”の語句は「犯罪に関する報道のうち、実名に限らず住所や社会的属性といったプライバシー性の高い情報を含む、犯罪報道全般」を指す。

これに加えて、ヒアリング調査を通じて実務的視点を多く取り入れることで、犯罪報道の「現在地」を示す。実際に取材活動・記事執筆を行う新聞記者や被疑者・被告人に接する弁護士、被告人を支援されている団体の方、プライバシー性の高い情報である依存症を持つ元受刑者で、現在は社会復帰を果たし依存症患者を支援されている方にヒアリング調査を実施し、実名報道原則に対する考えや匿名犯罪報道を導入することの難しさ、今後の犯罪報道のあり方などについて、現場での犯罪報道に関する認識を示す。緒論を踏まえて、本稿では実名犯罪報道のあるべき方向性を提起するものである。

二 報道被害とマスメディア

1. 実名犯罪報道による報道被害の状況

(1) 報道被害とは何か

弁護士の子澤和幸によると報道被害とは「テレビ、新聞、雑誌などの報道によって伝えられた人々がその名誉を毀損されたり、プライバシーを侵害される人権侵害のことで、生活破壊、近隣や友人からの孤立をもたらすもの」と定義され、人がこれまでの人生を通じて形成してきたアイデンティティを揺るがす事態であると述べる²。さらに、不当報道による人権侵害の防止と被害救済のために発足した「報道被害救済弁護士ネットワーク（LAMVIC）」によれば、報道被害とは「犯罪その他、社会的に関心のある事件・出来事についてマスコミ報道される時、誤った報道、行き過ぎの報道・取材により、報道された方の職業、家族との生活、人間関係などを一挙に破壊してしまうのが、報道被害です」と説明され、「その被害は「社会的抹殺」とも形容されるほど深刻なもので、回復困難となります」とされている³。

いずれの定義においても、マスメディアによる行き過ぎた報道や取材、誤報に起因して個人の名誉を毀損すること、プライバシーを侵害すること、生活環境や人間関係に深刻な影響を与えるという点で共通しており、マスメディアによる報道がその真偽を問わず一般市民に対して甚大な被害をもたらし得ることを示している。本稿では報道被害者救済弁護士ネットワーク（LAMVIC）の定義に従って論を進めることとする。

(2) 報道被害の実態調査

報道被害の実態調査として、静岡大学の犬出良知が行った「報道被害者アンケート調査報告」（1987）、報道被救済弁護士ネットワーク（LAMVIC）が行った「報道被害アンケート」（2001）がある。

² 子澤和幸（2007）『報道被害』、岩波書店、2007年、22頁。

³ LAMVIC 報道被害救済弁護士ネットワークHP 報道被害とは
URL：<http://lamvic.j-all.com/annai/higaitoha.html>（最終閲覧日2022/12/17）

① 大出良知氏の「報道被害者アンケート調査報告」(1987)

浅野が『犯罪報道の犯罪』を出版し、実名による犯罪報道を否定してから3年後の1987年に、静岡大学の大出良知は犯罪報道被害の実情を調査するためのアンケート調査を実施している。

対象は1986年1月1日から同年10月31日までの間に静岡新聞誌上で被疑者ないし被告人として実名で報道された人で、静岡県内に在住する人とし、87年1月30日に530人にアンケート用紙を送付した結果、到達数は431通(81.2%)、回答数は28通(5.3%)であった⁴。

当該調査の「報道されたことで不利益を受けましたか」という質問に対しては回答者28名中27名が「はい」と回答している⁵。「どのようなことで不利益を受けたとお考えですか(重複あり)」という質問に対して24名が「実名が出たこと」、9名が「顔写真が出たこと」、14名が「記事の内容が不正確であったこと」と回答した⁶。さらに「どのような不利益を受けましたか(重複あり)」という質問に対しては、3名が「退職、又は転職を余儀なくされた」、13名が「営業不振」、4名が「転居を余儀なくされた」、9名が「周囲から嫌がらせをされた」、5名が「子供が学校に行きたがらなくなった、又はいじめなど嫌がらせを受けた」と回答している⁷。

また、「事件報道による被害について自由にお書きください」という設問では、「本人(被報道者)は調べられただけで帰ってきましたが、「もう〇町には住めない。」と言って、他の土地にアパートを借りて住むことを考えだし、現在(87.2)では他の土地で親と別に住むことになってしまいました。もっと悪いことをしても報道されなければ人は知らないのに、真面目に生きようとする者を傷つけられてしまったことは許せなかった」という回答や、「人のうわさがすごい。仕事上の信頼を失った」という回答、「S市のような狭くて古い町では書かれた以上にことが大きくなります。まして店をやっていると、

⁴ 大出良知(1987)「報道被害者アンケート調査報告」, 静岡大学法経研究36巻2号, 70頁。

⁵ 同上, 75-76頁。

⁶ 同上, 76頁。

⁷ 同上, 76頁。

「あの店は怖い人がやっている」というふうに思われていると思います。たしかにやったことは悪いかもかもしれませんが、私は自由と正義を大切なことだと考え、今日まで来たわけです」という回答、「マスコミの報道は警察の捜索を受ける以上に大きな被害を与えます。一方的でセンセーショナルな報道は読む人・聞く人にはうけるでしょうが、こんなにもひどい扱いを受けなければならないのかと、つくづく報道の怖さを知らされました」という回答、「後から内容の訂正が全くない」といった回答など様々である⁸。

② 報道被害救済弁護士ネットワーク（LAMVIC）の「報道被害アンケート」（2001）

大出の調査から約15年後の2001年に行われた調査では変化が見られるだろうか。報道被害救済弁護士ネットワーク（LAMVIC）による調査では、事件や事故の被害に遭った方々と刑事事件の被害者・被告人の立場に立った方々にアンケート用紙に記載されている質問に対して回答を記入する方式で598通のアンケートを発送し、24通の回答を得た⁹。そのうち被疑者・被告人へは428通を発送し、15通の回答を得ている¹⁰。

「報道されたのはどのような内容でしたか」という問いに対して、「住まいや名前を報じられた」、「根拠のない憶測に基づく悪い話を列挙された」、「事実がはっきりしていない段階で悪人のように報道された」などの回答があった¹¹。さらに、「マスコミに報道されたことによって社会の中で不利益を受けましたか」という問いに対しては9件で「はい」という回答があり、その内容としては「新聞によって知り合いに事件内容を知られ友人を失った」、「職業及び収入が得られなくなった。当初は今までの所では生活もできず、遠方に移り住むことも考えた。今でも他人と接することは気になる。」、「テレビ

⁸ 同上、78-79頁。

⁹ LAMVIC 報道被害救済弁護士ネットワークHP 報道被害アンケートの概要について
URL：http://lamvic.j-all.com/news/ank-01.html（最終閲覧日2022/12/18）

¹⁰ 梓澤・前掲注2、20頁。

¹¹ LAMVIC 報道被害救済弁護士ネットワークHP 報道被害アンケートの概要について
URL：http://lamvic.j-all.com/news/ank-01.html（最終閲覧日2022/12/18）

でも報道されたので仕事場、近所の人、たくさんの人に知られてしまい、家族にも大変迷惑がかかってしまった」などの回答があった¹²。

LAMVICによる調査は、大出による1987年の調査から約15年後の調査であり、この間には報道被害の最たる例として有名な松本サリン事件における河野義行さんへの報道被害、立法によるメディア規制の機運が高まりを見せている時期に行われたものであったが、その結果としては1987年の大出による調査結果と大きな変化は見られない。どちらの調査も共通して、被報道者に対する報道被害のみならず、家族や周囲の人間をも巻き込んだ被害になっていることを示しており、本来は無関係であるはずの人まで巻き込む被害範囲の広さは無視することができない状態になっている。

(3) 報道被害の実情に関するヒアリング調査の結果

2022年時点における報道被害の実情を明らかにするため、高知弁護士会所属の弁護士2名にヒアリング調査を実施した¹³。

① 高知弁護士会所属・A弁護士へのヒアリング調査（一部抜粋）

刑が確定していない段階で実名等の個人情報公表されることによる被疑者・被告人の不利益とはどのようなものがあると考えられますか、という質問に対して「刑が確定していない段階で個人情報が公表されることによる被疑者・被告人の不利益。要は裁判していないのに実名が出ちゃう不利益は、やっぱりもう本当に社会生活上すごく大きいと思います。家族とかもですよ

¹² 同上。URL：<http://lamvic.j-all.com/news/ank-01.html>（最終閲覧日2022/12/18）

¹³ 調査は2022年12月初旬に実施。A弁護士へのインタビュー調査は予め質問票を送付したうえ、対面による半構造化インタビュー方式を用いた。B弁護士には質問票を送付して書面による回答を得た。A弁護士は弁護士歴3年、刑事事件から家事事件まで幅広い事件を担当している。件数としては刑事事件が一番多く、これまで90件ほどを担当。そのうち1件は裁判員裁判を経験している。

B弁護士は弁護士歴10年、交通事故、医療紛争等の損害賠償事件、遺産分割対応事件、相続対策業務等の相続関連業務、中小企業から一部上場企業までの会社関係企業法務、福祉関係対応業務、法教育委員会活動に伴う出張講義他各種の講演業務、子どもの権利委員会活動に伴ういじめ第三者委員会調査業務、その他一般民事事件、刑事事件を担当。これまで100件程度の刑事弁護に携わっている。

ね、実際本当にもう逮捕されただけの段階で、その方が実名報道されて、もう奥さんも仕事行けなくなるとかがあったので。被疑者本人ははっきり言って起訴されたんで、一応名前はもう公の裁判に出ちゃうからいいですけど、ご家族さんとかはもうはっきり言って、こんな不利益受ける言われがないので、相当大きいと思うんです。不利益としては」という回答を得た。

また経験されてきたなかでこういう不利益があったという具体的なエピソードがあれば伺いたいという質問に対して「その奥様は、まずご主人さんの名前も職場の方、同僚の方みんな知っていたみたいなので、「あなたのご主人さん捕まっていますね」ってことをもうその報道でみなさんに知られてしまつて。なんで奥さん仕事にも行けないし、たしか転職もされたと思います、その仕事辞めて。当然離婚ものちにされています。離婚はもう報道がついていうよりも、旦那さんがそういう犯罪をしたからだとは思いますが。やっぱり仕事の面はすごく。当然、引っ越しもその地域でもう名前知られちゃったら住めないで、引っ越しもされていました。お仕事と住む場所ですね、そこは実際に不利益として受けていました」との回答を得た。そうした不利益に対する会社側の配慮の有無を確認すると、「自主退職だったと思いますね、そういう話はなかったんで。多分もう自主的にやったと思います」との話であった。

② 高知弁護士会所属・B弁護士への調査（一部抜粋）

刑が確定していない段階で実名等の個人情報公表されることによる被疑者・被告人の不利益とはどのようなものがあると考えられますか、という質問に対して「家族が居住地で安心して暮らせない、身柄拘束中に不要な不安感を感じさせる」こと、「身柄拘束中に、子どもがいじめに遭ったという例もありました」という回答が得られた。

以上のヒアリング結果から分かるように、浅野が1984年に『犯罪報道の犯罪』を出版し、犯罪報道による報道被害へ目が向けられるようになって40年近くが経過しているものの、依然として報道被害は存在しており、その内容も過酷で

ある。報道被害の範囲は被報道者の家族や関係者など、周辺にまで及んでいることが確認できる。

2. マスメディアのいう実名報道主義の根拠と配慮

実名をはじめとした個人情報公表されたことによる報道被害は、依然として深刻な問題であることが分かった。そうした報道被害が発生しているにも関わらず、日本のマスメディアは「実名報道主義」を採用し続けて今日に至っているのはなぜであろうか。実名報道主義を採用し続ける根拠と、実名を報道するにあたって配慮している点について、新聞社や通信社、放送会社により構成される社団法人日本新聞協会が2006年に発行した『実名と報道』（以下、『実名と報道』という）をもとに概観する。

(1) 日本新聞協会が挙げる3つの根拠

『実名と報道』では、実名報道をする根拠として主に3つの根拠を示している。「知る権利」への奉仕、不正の追及と公権力の監視機能、歴史の記録と社会情報の共有の3つである。

① 「知る権利」への奉仕

日本新聞協会は「知る権利」を「社会をより良いものにするために、どこをどう変えたらいいのか。それをだれに委ねたらいいのか。民主主義社会でそうしたことを判断するのは、一人ひとりの国民です。その判断を適切に行うためには、国民は、社会で起きていることをよく知っておく必要があります。それが国民の「知る権利」です。国民の主権行使を支える、民主主義社会に欠かせない理念」と定義し、マスメディアはこうした国民の知る権利に資するため、情報という形で国民に判断材料を提供することが使命であると述べる¹⁴。

「知る権利」はもとより社会に存在していたものではなく、マスメディア

¹⁴ 一般社団法人日本新聞協会（2006）『実名と報道』、2-3頁。

が国民とともに公権力と闘いながら勝ち取ってきた側面を持ち、これについては司法の場でも広く議論が繰り返されてきた。例えば1969年の博多駅事件では、「知る権利」を基礎づける「報道の自由」および「取材の自由」が民主主義社会に不可欠であることを明確に認めている¹⁵。国民の「知る権利」が全うされるためには実名が重要な位置を占め、今もなお欠かせない要素となっている。『実名と報道』の表現を借りるならば、「実名こそが、国民が知るべき事実の核」¹⁶であり、「知る権利」を保障するにあたっての実名の必要性を説いている。

これについては犯罪報道における実名の必要性に疑問を示す本稿の態度とは正反対のものであるから、後で詳細に検討することとする。

② 不正の追及と公権力の監視機能

報道機関には社会における不正を追及し、これを告発する役割がある。例えば、1999年11月、東名高速道路で発生したトラックと乗用車の追突事故により、乗用車に乗っていた2人の子どもが焼死した事件で、追突したトラックの運転手が以前から酒を飲んで車を運転することが多かったとの報道があった¹⁷。この事件を契機として飲酒運転による事故の刑罰がいかに軽いか明らかになり、被害者の母親は「こういう職業運転手の悪質な飲酒運転を最高刑が五年の業務上過失致死傷罪にしか問えないことに疑問を覚えます」¹⁸とのコメントを残している。このように罪と罰の不均衡の現状を大きく扱った報道により、結果として危険運転致死傷罪の新設につながった。表

¹⁵ 戸松秀典／初宿正典（2018）『憲法判例〔第8版〕』、有斐閣、Ⅲ-4-35「博多駅事件」、229頁。表現の自由と取材の自由について「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない」としている。

¹⁶ 前掲注14、5頁。

¹⁷ 「事故前に洋酒1本」東名高速2人死亡事故で逮捕の運転手供述、朝日新聞 1999年12月8日、夕刊、1社会面、15頁。朝日新聞クロスサーチ
URL：<https://xsearch.asahi.com/kiji/>（最終閲覧日2022/12/21）

¹⁸ 「飲酒多量で悪質」運転手に懲役4年 姉妹死亡事故で東京地裁判決、朝日新聞 2000年6月8日、夕刊、1社会面、15頁。朝日新聞クロスサーチ
URL：<https://xsearch.asahi.com/kiji/>（最終閲覧日2022/12/21）

面化しなかった不正の事実や、国民感情と大きく乖離した事件の不条理さを、実名を用いて明らかにし、問題視されるようになったのは不正追及の機能が正常に機能した証左である。

また不正の追及と併せて、報道機関には行政や捜査当局といった公権力の権力行使が適正であるかどうかを監視する役割がある。行政や捜査機関の隠蔽体質については今日においてもなお周知の事実である。特に警察・検察は他の行政機関とは異なり、身体拘束や捜索といった強力かつ幅広い公権力行使の権限を有しており、捜査密行の原則や組織防衛意識の強さから隠ぺい体質に陥りやすいと指摘されているところ、「不正を追及するのに匿名では、当事者に反省を迫ることなどではしないのは自明です。実名があつて初めて、犯罪や腐敗の浄化が可能になるのです。実名が明らかになることによって、国民の側からの新たな情報も寄せられ、私たちの公権力監視機能は強まります」と実名の重要性を説明している¹⁹。

③ 歴史の記録と社会情報の共有

『実名と報道』は「事件・事故をはじめ、この社会で日々生起する事象は、時間が過ぎればそのまま歴史的事実となります。それを、新聞記事、テレビ画像という形で記録に残し、後世に伝えるのも私たちの重要な役目」と述べ、これを「歴史の記録」とであると説明する²⁰。また、事件・事故の一次報道の意味は、当事者である被害者や加害者などの関係者に、知り合いの変事をいち早く伝えることにあり、報道を通じて当事者の悲しみや苦しみ、怒りを社会に共有するという役割がある。当事者の生の感情をそのまま伝えることで、「社会を構成する人々の間に一体感が生まれ、社会全体の力で問題点を浮かび上げさせ、社会をより良い方向にもっていくことができます」と述べている²¹。

その中で実名の果たす役割とは何であろうか。『実名と報道』は1985年8

¹⁹ 前掲注14, 54頁。

²⁰ 前掲注14, 9頁。

²¹ 前掲注14, 8頁。

月12日に発生した日航ジャンボ機墜落事故を例に挙げ「犠牲者が、500人、5000人という人数の塊で語られる歴史は、大きな力は持ち得ません。一人ひとり名前を持つ個人の集まりとして語られる歴史を、私たちは目指したいと考えます」と述べ²²、実名を報道することによって読者に具体的なイメージを与え、リアリティーを感じさせることを重要視しているようである。

（2）日本新聞協会が挙げる3つの配慮

日本新聞協会が2006年に発行した『実名と報道』では、実名報道をするうえで被報道者に対するマスメディアの配慮を主に3つ示している。それは、プライバシーへの配慮、取材・報道倫理と各社の取材・報道面での配慮、第三者機関による監視の3つである。

① プライバシーへの配慮

実名報道の問題は、国民の知る権利に応える報道と書かれる側の人権をいかに調和させるかという問題に収斂する。この点につき日本新聞協会は「宴のあと」事件判決²³およびロス疑惑朝日新聞社事件控訴審判決²⁴をもとに、個人のプライバシーを侵害しないこと、たとえプライバシーに該当する事実を報道したとしても、公開することに公共的な意義がある場合に違法性が阻却されうるとして、実名報道の正当性を主張している。

「宴のあと」事件判決ではプライバシー侵害の成否を決する基準について、「公表された内容が、私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることがらであること」、「一般人の感受性を基準にして、当

²² 前掲注14, 10頁。

²³ 東京地判昭和39・9・28 下民15巻9号2317頁, 判時385号12頁。外務大臣を務めたこともあり衆議院議員にも一度当選したことがある有田八郎は、1959年の東京都知事選挙には社会党により推薦されて立候補したが落選した。有田の妻で、有名な料亭の女将であった畔上輝井は、夫の選挙に尽力したが、選挙後離婚した。三島由紀夫はこの事件にヒントを得て1960年に「宴のあと」と題する小説を月刊誌『中央公論』に連載し、後に新潮社を通じて同名の単行本として出版した。新潮社は、発売にあたって本書がモデル小説である旨の広告を繰り返した。有田は、三島由紀夫および新潮社を相手どり、プライバシーの侵害を理由に謝罪広告と損害賠償を請求して訴えを提起した事案。

²⁴ 東京高判平成6・2・8 高民47巻1号1頁, 判タ859号208頁, 判時1493号84頁。

該私人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められることがらであること。換言すれば、一般人の感覚を基準として公開されることによって心理的な負担、不安を覚えるであろうと認められることがらであること、「一般の人々に未だ知られていないことがらであることを必要とし、このような公開によって当該私人が実際に不快、不安の念を覚えたこと」という3つの基準を示した²⁵。同判決はプライバシー権を「私事をみだりに公開されないという保障」と位置づけ、「不法な侵害に対しては法的救済が与えられるまでに高められた人格的な利益である」としている。日本新聞協会の見解としては、プライバシー領域にあると考えられる情報として「住所、年齢、生年月日、異性関係、健康状態や病歴、思想・信条、前科・非行歴、資産状態や資産形成方法、出身地や学校・学歴、家族関係、趣味、嗜好など」²⁶を挙げており、そうした情報が本人の意思に反して公開され、公開によって不快・不安の念を覚えた場合に、原則としてプライバシーの侵害が認められるということになる。

しかし、報道機関についてはプライバシーに当たる事実を報道したとしても、公開することに公共的な意義がある場合、違法性は無いと認められている。こうした報道機関とプライバシーの関係について明快に説明しているのが、東京高等裁判所1994年2月8日損害賠償事件（いわゆる「ロス疑惑朝日新聞社事件」）の判決である。同判決ではプライバシーについて「私人についての情報の公表ないしは暴露は、常に当該私人のプライバシーを侵害する不法行為となるものではなく、それが不法行為となるためには、当該情報が、公表された時点において真に私的事項といえるものであり、その公表により当該私人が困惑を来すような内容のものであり、かつまた、当該情報の公表が、通常感情、感覚を有する者からみて、不快、憤り若しくは腹立たしさを感じるようなものである場合であることを要するもの」とし、報道とプライバシーの調整について「当該情報が合法的に取得された

²⁵ 戸松／初宿・前掲注15、Ⅲ-2-4『宴のあと』事件、45-46頁。

²⁶ 前掲注14、76頁。

ものであるうえ、それを公表するにつき正当な公の利益があつて、右情報に報道価値があるといえるときには、右情報の公表は違法性を欠き、不法行為とならないものと解するのが、プライバシーの保護と報道の自由との合理的調整を図るために、相当というべき²⁷と結論付けている。

すなわち、通常の取材活動により合法的に取得された情報であり、当該情報を公表するにつき正当な公の利益がある場合、違法性を欠くので、報道の公益性に鑑みてプライバシーの侵害ではないと判断されている。

② 取材・報道倫理と各社の取材・報道面での配慮

日本新聞協会は2000年6月に「新聞倫理綱領」を制定し、その加盟社が高い倫理水準を保ちつつ、社会的責任を果たすため、マスメディアが遵守すべき倫理基準を明確にした。1946年7月23日、日本新聞協会の創立に当たって(旧)新聞倫理綱領は制定されたが、大きく変化する社会情勢に対応するため、旧綱領の基本精神を継承し、21世紀にふさわしい規範として、全面的に改められたのが2000年制定の「新聞倫理綱領」である。メディアには高い倫理意識が求められるとして、新聞倫理綱領では「自由と責任」、「正確と公正」、「独立と寛容」、「人権の尊重」、「品格と節度」という5つの項目を定めている²⁸。

また、集团的過熱取材への対策として日本新聞協会は「集团的過熱取材に関する日本新聞協会編集委員の見解」を2001年12月に示している。集团的過熱取材とは「大きな事件、事故の当事者やその関係者のもとへ多数のメディアが殺到することで、当事者や関係者のプライバシーを不当に侵害し、社会生活を妨げ、あるいは多大な苦痛を与える状況を作り出してしまう取材」²⁹

²⁷ 前掲注24, Westlaw Japan判例検索。

URL : [https://go.westlawjapan.com/wljp/app/doc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&srguid=i0ad6a47300000185354f37beb7b203a2&spos=1&epos=1&page=0&frmAlrt=false#1laae89a0200e11dd9aba010000000000](https://go.westlawjapan.com/wljp/app/doc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&srguid=i0ad6a47300000185354f37beb7b203a2&spos=1&epos=1&page=0&frmAlrt=false#1laae89a0200e11dd9aba01000000000) (最終閲覧日2022/12/22)

²⁸ 一般社団法人日本新聞協会 (2000)「新聞倫理綱領」

URL : <https://www.pressnet.or.jp/outline/ethics/> (最終閲覧日2022/12/22)

²⁹ 一般社団法人日本新聞協会 (2001)「集团的過熱取材に関する日本新聞協会編集委員の見解」, 第609回編集委員会, URL : https://www.pressnet.or.jp/statement/report/011206_66.html (最終閲覧日2022/12/22)

であり、「メディアスクラム」とも呼ばれる。すべての取材者が最低限遵守すべき取材上のルールとして、「いやがる当事者や関係者を集団で強引に包囲した状態での取材は行うべきではない。相手が小学生や幼児の場合は、取材方法に特段の配慮を要する」、「通夜葬儀、遺体搬送などを取材する場合、遺族や関係者の心情を踏みにじらないよう十分配慮するとともに、服装や態度などにも留意する」、「住宅街や学校、病院など、静穏が求められる場所における取材では、取材車の駐車方法も含め、近隣の交通や静穏を阻害しないよう留意する」という3点を定めている。

③ 第三者機関による監視

自らの取材手法や報道内容が適切かどうか、第三者視点からチェックする仕組みとして、1997年に日本放送協会（NHK）と日本民間放送連盟（民放連）は第三者機関である「放送と人権等権利に関する委員会」（BRC）を設置し、BRCを支える任意団体として「放送と人権等権利に関する委員会機構」（BRO）を組織した³⁰。2003年に統合・改組され、現在は「放送倫理・番組向上機構」（BPO）の委員会のひとつとしてBRCが存在するに至っている。BRCは「『放送によって名誉、プライバシーなどの人権侵害を受けた』という申立てを受けて審理し、「人権侵害があったかどうか」、「放送倫理上の問題があったかどうか」を判断」する、「放送による人権侵害の被害を救済するための委員会」である³¹。こうした第三者機関を設置したことで、苦情申立人と放送事業者の対立が解決しない場合に、双方の意見・主張を聴いたうえで客観的に判断することができるようになった。マスメディアが取材や報道の倫理を逸脱しないように第三者機関を設置、利用することで、人権を侵害するような報道がないか自主的に検証している。

³⁰ 前掲注14, 93頁。

³¹ 放送倫理・番組向上機構ホームページ「放送人権委員会（正式名称：放送と人権等権利に関する委員会）とは」、URL：https://www.bpo.gr.jp/?page_id=950（最終閲覧日2022/12/22）

三 諸外国の犯罪報道

日本では浅野により実名犯罪報道に対して疑問の声が投げかけられて約40年、報道被害の実情は何も変わっていない。日本新聞協会の見解として実名報道主義を採用する3つの根拠と3つの配慮が示されているが、それは妥当なものなのであろうか。本章では諸外国における犯罪報道の実情と報道被害に対する救済制度に焦点を当て、比較することで日本の犯罪報道に関する制度上の不足について検討する。

1. アメリカ合衆国

アメリカ合衆国憲法修正1条は「連邦議会は、……言論およびプレスをの自由を減縮するような……法律を制定してはならない」と規定し、高度な言論表現の自由が保障されている。さらにすべての情報を開示して解決を目指すという社会的・文化的背景が相まって、原則として日本と同じ実名報道主義が採用されている。藤井によれば「軽微な犯罪についてはほとんど報道されないが、凶悪な殺人事件などは、被疑者は実名や写真入りで報道され」、「裁判の公正や被告人のプライバシーとの関係で議論はあるが、裁判のテレビ中継も否定されてはいない」³²。日本ではほとんどの情報が隠されている死刑についても、その執行の様子が詳細に報道されることもある³³。

アメリカ合衆国ではプライバシーの面において賛否両論があるなか、司法権力の行使の実態が市民に対してオープンになっている。しかし、メディアの行き過ぎた報道により人権を侵害するような結果を生じた場合は裁判によって救済するという考え方が採られており、メディア側が敗訴すれば高額な賠償金を支払わねばならない。これには英米法で伝統的に認められてきた「懲罰的損害賠償（punitive damages）」という制度が背景にあると初岡は述

³² 藤井正希（2016）『マスメディア規制の憲法理論 - 「市民のためのマスメディア」の実現 -』、敬文堂、37頁。

³³ 朝日新聞DIGITAL 2021年12月21日「死刑は最大の権力行使 議論する米国と沈黙する日本」、URL：<https://www.asahi.com/articles/ASPDP61BBPDPUPQJ010.html>（最終閲覧日2022/12/22）

べる³⁴。日本では最高裁判所がこの懲罰的損害賠償法理を明確に否定している³⁵。アメリカ合衆国のような天文学的な損害賠償額が科されることは無いものの、名誉毀損訴訟において慰藉料（精神的苦痛）が認容される場合は、あまりにも名目的な賠償額にとどまる。塩崎の研究によると名誉毀損の裁判において15件中6件が100万円の慰藉料にとどまっていると示されている³⁶。他方アメリカ合衆国では被告の発行するタブロイド誌に原告がロバート・ケネディ氏の暗殺犯であるかのような記事を掲載した行為につき総額1,175,000ドルの損害賠償が認容された事例などが存在しており、原状回復を超えた懲罰的な損害賠償が認められている。

このようにアメリカ合衆国では、マスメディアに対して高度な言論表現の自由を認め、実名による報道も許容している代わりに、マスメディアの責任もまた重く、人権侵害があればその責任を負うというシステムを採用している点で日本と大きく異なっている。

2. イングランド

イングランドは不文憲法の国であり判例法（コモン・ロー）主義を採用していることから、マスメディアの自由について保障した法は存在しておらず、法の支配および判例法理によって規制される。すなわち、マスメディアの自由はこれまで積み重ねられた判例の解釈によって発達してきたものであり、ジョン・ミドルトンによると「記者が名誉毀損法を知り、正しく理解するこ

³⁴ 初岡宏成（2005）「アメリカ合衆国における報道の自由と懲罰的損害賠償」、北海道教育大学紀要人文科学・社会科学編55巻2号，44頁。URL：<http://s-ir.sap.hokkyodai.ac.jp/dspace/handle/123456789/798>（最終閲覧日2022/12/22）

³⁵ 最高裁判所第二小法廷1997年7月11日判決，判タ958号93頁，判時1624号90頁。

「我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とする者であり……、加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止、すなわち一般予防を目的とするものではない。……不法行為の当事者間において、被害者が加害者から、実際に生じた損害の賠償に加えて、制裁及び一般予防を目的とする賠償額の支払を受け得るとすることは、右に見た我が国における不法行為に基づく損害賠償制度の基本原則ないし基本理念と相いれないものである」と判示している。

³⁶ 塩崎勤（2001）「名誉毀損における損害額の算定について」、判タ1055号，6-10頁。

とは、非常に困難である」と述べている³⁷。しかし、個人のプライバシーについては判例法および制定法によって一定の範囲内で保護されており、「1998年人権法」の制定はプライバシー権に関する判例法の拡張に大きく影響した³⁸。

また、イングランドでは犯罪報道の主流が裁判記事であり、逮捕時の報道は少なく、特に軽微な事件の扱いは小さいという点に特色が見られる。藤井によれば「被疑者の前科をはじめとする人格に関わる報道、自供内容の暴露、特定の事件についての有・無罪の論評などが陪審に予断を与えるとして（裁判所侮辱法によって）禁止されている」³⁹という。イングランドではこのように陪審員への予断を考慮した規制が存在しているところ、日本でも2009年には裁判員裁判の運用が開始されており、現在のところ裁判員への予断を排除するための規制は存在していない点で大きく異なる。

さらに、報道被害に対するメディア・アカウンタビリティ制度の一種としてイングランドの裁判外紛争解決・代替的紛争解決（ADR）の存在が特徴として挙げられる。活字メディアに関する独立プレス基準機構（IPSO）及び電波メディアに関して同様の存在であるOfcom（オフコム／通信放送庁）がその代表的なモデルであり、「法的救済方法がなく、または裁判所で訴訟を遂行する経済力のない報道被害者にとっては、このようなADRは、唯一の有効な救済方法として非常に重要な意味を有している」⁴⁰と評される。

裁判外における被害救済の制度が手厚い点では日本と異なっている。

3. ドイツ・フランス

ヨーロッパ大陸法諸国における特徴のひとつとして「反論権」の存在が挙

³⁷ ジョン・ミドルトン（2010）『報道被害者の法的・倫理的救済論——誤報・虚報へのイギリス・オーストラリアの対応を中心として』、有斐閣、93頁。

³⁸ ジョン・ミドルトン「イギリスのメディア法」、鈴木秀美／山田健太編著（2019）『よくわかるメディア法 第2版』、ミネルヴァ書房、211頁。「1998年人権法」は世界史上有名な1689年の権利章典以来の国内法におけるもっとも重要な人権に関する法律であるとみられている。

³⁹ 藤井・前掲注32、41頁。

⁴⁰ 鈴木／山田・前掲注38、211頁。

げられる。例えばフランスは活字メディアやインターネットにおける記事で言及された者に対し、元の記事と同等の分量の反論文の掲載を請求する権利が認められ⁴¹、新聞をはじめとした出版による名誉毀損に対抗する救済手段が定められている。その他、フランスは実名報道主義の立場がとられているものの、無罪推定の原則やプライバシー権について法制化しており、実名報道による被害を抑止しようとしている。藤井によると、1993年の刑事手続改正によって、民法典に無罪推定の尊重を求める権利が明記され、判決以前に犯人と同視する報道を受けた場合には、裁判所に報道の差止や訂正を求めることができるようになった⁴²。

ドイツにおいても名誉毀損による不法行為を成立要件としない、同じ分量ないし長さの反論文を無料で掲載請求しうる旨の規定が各邦の出版法によって定められ、不正確な記載の訂正を請求する権利を認めているに過ぎないという点でフランスとは異なっているものの、報道被害に対する反論の機会が広く認められている。

なお日本では活字メディアにおいて反論権を認める法令等は存在せず、「サンケイ新聞事件」において最高裁判所は名誉毀損の不法行為を前提としない反論権を法令上の根拠もなく認められないと判断しており⁴³、活字メディアが反論権の行使を恐れて批判的な記事を躊躇する危険があって、表現の自由

⁴¹ 曾我部真裕「アクセス権と反論文の掲載」、鈴木秀美／山田健太編著（2019）『よくわかるメディア法 第2版』、ミネルヴァ書房、106頁。

⁴² 藤井・前掲注32、41頁。

⁴³ 最高裁判所昭和62年4月24日判決 民集41巻3号490頁。自由民主党がサンケイ新聞紙上に日本共産党を批判する意見広告を掲載したことに対し、共産党が反論のための意見広告の無料掲載を求めた事案。最高裁判所は「記事に対する自己の主張を読者に訴える途が開かれることになるのであつて、かかる制度により名誉あるいはプライバシーの保護に資するものがあることも否定し難いところである。しかしながら、この制度が認められるときは、新聞を発行・販売する者にとっては、原記事が正しく、反論文は誤りであると確信している場合でも、あるいは反論文の内容がその編集方針によれば掲載すべきでないものであつても、その掲載を強制されることになり、また、そのために本来ならば他に利用できたはずの紙面を割かなければならなくなる等の負担を強いられるのであつて、これらの負担が、批判的記事、ことに公的事項に関する批判的記事の掲載をちゅうちょさせ、憲法の保障する表現の自由を間接的に侵す危険につながるおそれも多分に存するのである。このように、反論権の制度は、民主主義社会において極めて重要な意味をもつ新聞等の表現の自由に対し重大な影響を及ぼすもの」との判断を示している。

が間接的に侵害される恐れのあることから判例と同様に学説もまた反論権制度の法制化には消極的な見解が多数である⁴⁴。

4. スウェーデン

実名報道主義を採用する日本とは正反対の匿名報道主義を採用しているのが北欧のスウェーデンである。もちろん記者は氏名も写真も取材を通じて手に入れているが、それを報道しないことが当たり前になっている⁴⁵。こうした匿名報道の実情については浅野が『犯罪報道の犯罪』で、スウェーデンでの経験をもとに記しているところである。

スウェーデンにおける匿名報道原則の根拠となっているのが「報道倫理綱領 (Code of Ethics for the Press, Radio and TV)」であり、「報道評議会 (Press Council)」と「プレス・オンブズマン制度 (Press Ombudsman for the General Public)」の2つの機関によって報道倫理綱領が遵守されているかを監視するシステムを採用している。こうした犯罪報道の匿名報道主義を採用する背景には、犯罪に対する処罰は法廷で下されるものであり、マスメディアがさらし者にするという罰はあってはいけないという思想の存在がある⁴⁶。

(1) 報道倫理綱領 (Code of Ethics for the Press, Radio and TV)

「報道倫理綱領 (Code of Ethics for the Press, Radio and TV)」は、スウェーデンにおける新聞・放送のすべてを対象としている。1923年に制定され、1974年に改定された報道倫理綱領は6、15、16条で犯罪報道に関係する条項を規定する。すなわち、「第6条 否定しがたい社会的関心 (an undeniable public interest) がある場合でなければ、プライバシーの侵害となるような報道は慎め。親族間の争議や被疑者などが逮捕・勾留中の事件について報道する場合には、関係者に及ぼす被害を心に銘記してよく考えよ」、「第15条 一

⁴⁴ 鈴木／山田・前掲注41, 106頁。

⁴⁵ 浅野健一 (2009)『裁判員と犯罪報道の犯罪』, 昭和堂, 239頁。

⁴⁶ 藤井・前掲注32, 44頁。

般市民にとって氏名に明白な社会的関心 (an obvious public interest) がない限り、氏名の公表が人権侵害となるような報道をやめよ。とりわけこのことは、被疑者・被告人・囚人に当てはまる、「第16条 もし被疑者・被告人・囚人の氏名を報道しないならば、そのときは、写真、職業、肩書き、年齢、性別、そのほかその人だとわかるような特徴も当然報道してはならない」とする規定である⁴⁷。

(2) 報道評議会 (Press Council)

報道評議会 (Press Council) は、新聞に対する市民の苦情を独自に調査し裁定する自主的機関で、1916年に創設された組織である。報道基準に違反した行為については課徴金を科すことができるなど裁定の権限も持つこの組織は、現在その対象を新聞だけでなくメディア全般に拡大している。藤井によれば、評議会の構成員は最高裁判所判事やメディア選出委員、市民代表委員等が務め、1993年の改革では法廷裁判官として勤務経験のある者が議長となるものとされ、市民の評議員も増員された⁴⁸。さらに評議会に報道倫理綱領 (Code of Ethics for the Press, Radio and TV) の解釈権が与えられ、すべての定期刊行物に関する問題を審理する権限が認められた⁴⁹。

(3) プレス・オンブズマン制度 (Press Ombudsman for the General Public)

プレス・オンブズマン制度 (Press Ombudsman for the General Public) は、1969年11月1日に導入された、新聞報道による人権侵害を監視する制度である。この制度が導入されたことで市民からの報道に対する苦情は、そのすべてがまずはプレス・オンブズマンを経由することとなった。浅野は「一〇〇%一般市民のためのオンブズマンであるプレス・オンブズマンは、こうした弱い立場の市民に代わって新聞の“暴力”を監視するのが役割だ。いわば新聞の不当報道に対する検察官の役目で、ときには略式裁判の判事役もつとめる。

⁴⁷ 浅野・前掲注1, 203頁。

⁴⁸ 藤井・前掲注32, 45頁。

⁴⁹ 藤井・前掲注32, 45頁。

報道評議会は裁判所と考えることができる」とプレス・オンブズマンと報道評議会との関係を明快に説明している⁵⁰。

スウェーデンには、行政権力と市民の諸権利との衝突が起こった際に市民の「代理人」（オンブズマンとはスウェーデン語で「代弁者」の意⁵¹）として戦うオンブズマン制度が他にも複数あるが、法の要請によらず「マスコミの自主的な制度で、法的権力は一切持たない」⁵²という点で他のオンブズマン制度と一線を画している。報道により市民の名誉・プライバシーが侵害された場合、被害を生み出した側であるマスコミが自主的に設置したプレス・オンブズマンが代弁するという構図が、スウェーデンのプレス・オンブズマン制度として特徴的であると言えよう。

このようにスウェーデンでは、報道倫理綱領（Code of Ethics for the Press, Radio and TV）、報道評議会（Press Council）、プレス・オンブズマン（Press Ombudsman for the General Public）が一体となって匿名報道原則の基礎となって、マスメディアの人権侵害に対処するシステムを構築している。

5. フィンランド

フィンランドもまた匿名報道原則を採用している国のひとつであり、システムとしてはスウェーデンに通ずるものがある。また、浅野は日本がまず学ぶべき国としてフィンランドを挙げ、「フィンランドのマスコミの人権擁護システムは今日でも導入可能である。フィンランドは私たちにとって、人権と報道の最先進国スウェーデンに至る“中期目標”といえる」⁵³と述べている。

フィンランドにはプレス・オンブズマン制度が無く、報道評議会が人権と報道の審判役をつとめている点がスウェーデンとの制度上の違いであり、匿名報道主義を採用しているが、「一審で一年以上の実刑判決が出た場合には

⁵⁰ 浅野・前掲注1, 204-205頁。

⁵¹ 平島廣志(1996)「オンブズマン制度と理念」, 松下政経塾 塾報1996年8月, URL: <https://www.mskj.or.jp/report/1290.html> (最終閲覧日2022/12/24)

⁵² 浅野・前掲注1, 205頁。

⁵³ 浅野・前掲注1, 278頁。

実名を出す」⁵⁴という実名報道の基準を持っている点では完全なる匿名報道主義とは言えない。スウェーデンにおける実名を公表するか否かの基準となっていた15条の「明白な社会的関心」と比べて、フィンランドの報道基準集13条は「掲載に値する公共の利益」を基準としており、氏名のプライバシー性をどの程度認めるかについては差があると思われる。

フィンランドの場合、実名掲載の基準として被報道者を3つのグループに分け、そのプライバシー制限の程度に差をつけるという手法を用いている。浅野によると、「分類Aは社会的に重要な地位にある個人で、たとえば政府・自治体高官、選挙で選ばれる議員、企業役員、労組幹部など。分類Bは自ら進んで社会に名乗り出ている有名人で、俳優、スポーツ選手、モデルなど。分類Cが一般の市民。そしてC→B→Aの順にプライバシーが制限される」⁵⁵。すなわち、社会的な地位や身分、社会への露出度等を考慮して被報道者を分類し、より社会に対する影響力を持つ者に対してプライバシーが制限されるということである。

6. 小括

前述の通り、日本と同様に実名報道原則を採用している国もあれば、スウェーデンやフィンランドといった北欧諸国では匿名報道原則が実現している。

実名報道主義を採用する国ではマスメディアに対する高度な報道上の自由が認められているが、その反面、被報道者の人権を侵害する場合は多様な被害救済の手段があり、マスメディアに対して懲罰的な損害賠償や裁判外での紛争解決手段、反論記事の掲載義務といった重い責任を取らせることでそのバランスを取っている。他方、北欧諸国では匿名報道原則を採用しており、記者は取材によって氏名や写真を手に入れているものの報道することは無く、実名を報道しないことで被報道者の人権侵害が起こらないよう報道被害を予防している。

⁵⁴ 浅野・前掲注1, 277-278頁。

⁵⁵ 浅野・前掲注1, 282頁。

日本は実名報道主義を採用しているものの、アメリカ合衆国やイングランドと比べ報道被害を受けた際の損害賠償額も少ない傾向にあり、被害救済の方法も貧弱である。またフランスやドイツとも異なり、印刷メディアから放送メディアまでをカバーするような包括的なプレス法は存在しておらず、イングランドのような裁判外での被害救済制度も充分であるとは言い難い。例えば日本には自主的規制の枠内でNHKと民放連により設置された第三者機関である「放送倫理・番組向上機構（BPO）」は存在しているものの、その管轄は放送に限定されており、新聞社や通信社は含まれていない。すなわち、報道に関係するすべての第三者機関として包括的に人権侵害の監視をする機関が存在していないのである。また、実名報道における自主規制のルールは出版メディア・放送メディアなどメディアごとに異なり、制定過程が不透明であって外部の者がそれを是正する手段も開かれていない。

匿名報道を実現する北欧諸国を見ると、理論的には日本でも十分に導入できる制度や機関、報道基準の内容であると思われる。特に「新聞倫理綱領」の制定や放送メディアを監視する第三者機関の設置といったハード面の整備によって、あくまで理論ではあるが匿名報道原則の実現可能性はあると言えるだろう。

こうした理論の状況において、現場の記者や被報道者は日本の実名報道主義や報道被害からの回復に対していかに考えているのだろうか。その点については第5章でヒアリング調査をもとに見ることとする。

四 マスメディアの自由と被報道者の人権

本章では、マスメディアが主張する表現の自由・報道の自由、知る権利への奉仕と、被報道者に保障されるべき適正な刑事手続、プライバシー権の衝突について、より詳細にその議論状況を整理する。

1. マスメディアの自由と被報道者の人権との両立

マスメディアが実名や職業・住所といった個人のプライバシーに関する情

報を報道する正当性については前述した日本新聞協会の『実名と報道』で言及されているところであり、国民の「知る権利」に奉仕すること、取材・報道にあたり個人のプライバシーに最大限の配慮をしていることなど、報道する者や国民の「自由」という観点で論じられている。これについては、憲法21条が表現の自由を規定し、そこから派生した国民の諸権利のひとつとして「知る権利」が保障されうることから、疑う余地のない至高の権利であると言えよう。

一方で報道される側に目を向けると、適正な刑事手続の保障を規定する日本国憲法31条、個人のプライバシー権に関しては明文で保障する規定が存在していないものの判例や学説が日本国憲法13条を根拠としてその権利性を認めている。被報道者の諸権利と報道する側の自由とが衝突するとき、それがいかに両立されるべきかという問題が生じるのである。

本章では犯罪報道における憲法上の諸自由、被報道者の諸権利について議論状況を整理する。

2. マスメディアが主張する憲法上の権利

(1) 表現の自由・報道の自由

日本国憲法21条1項は「(集会、結社及び) 言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と定める。21条1項の定める表現の自由は思想・信条・意見の表出活動として語られることもあるが、厳密には「報道の自由」もこれに含まれることは博多駅事件最高裁決定⁵⁶を通じて今日では当然視されているところである。

表現の自由は、思想・信条ほか人の精神活動にかかわる一切の「情報」の伝達に関する活動の自由と解され、佐藤は「情報を伝達する行為は、情報を

⁵⁶ 戸松／初宿・前掲注15、Ⅲ-4-35「博多駅事件」、229頁。最高裁大法廷決定昭和44年11月26日刑集23卷11号1490頁。

報道の自由について「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない」と説示する。

受け取る行為があってはじめて有意的となるという意味で、「表現の自由」は「情報を受け取る自由（情報受領権）」を前提とする」のであり、「情報伝達行為は多かれ少なかれ情報収集活動に依拠するから、「表現の自由」は「情報収集の自由・権利（情報収集権）」を包摂するものと解される」と述べる⁵⁷。

表現の自由の中核をなし、「言いたいことを言う」という情報提供権のほかにも情報受領権や情報収集権を射程とする表現の自由がとりわけ厚く保護されている根拠として、表現の自由が「個人の人格の形成と展開（個人の自己実現）」、「立憲民主制の維持・運営（国民の自己統治）」に必要不可欠であるという点に求められ、その不可欠性ゆえに「表現の自由の優越的地位」が帰結されると佐藤は述べている⁵⁸。したがって表現の自由には至高の価値があり、マスメディアの報道を安易に規制することは個人の自己実現や国民の自己統治といった機能を阻害するものであるから慎重な検討が求められるのである。

（2）国民の「知る権利」

マスメディアの表現の自由・報道の自由と不可分かつ表裏一体であるのが国民の「知る権利」である。情報の流通にかかわる国民の諸活動を保障する表現の自由において、前述の「情報受領権」がこれに該当し、表現の自由に知る自由が含まれることは前述の博多駅事件最高裁決定が示すところである。また「悪徳の栄え」事件において色川幸太郎裁判官は、「表現の自由は他者への伝達を前提とするのであつて、読み、聴きそして見る自由を抜きにした表現の自由は無意味となる」として憲法上保障された知る自由について言及している⁵⁹。

国民の知る権利論の高まりは、当たり前ながら取材の自由・報道の自由と

⁵⁷ 佐藤幸治（2011）『日本国憲法論』，成文堂，249頁。

⁵⁸ 同上，251頁。

⁵⁹ 最高裁判所大法廷昭和44年10月15日判決刑集23巻10号1239頁。Westlaw判例検索，URL：<https://go.westlawjapan.com/wljp/app/doc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&srguid=i0ad62833000018553e7edbfd56627d5&spos=1&epos=1&page=0&frmAlrt=false>（最終閲覧日2022/12/27）

連動するものであり、川岸はその理由として「デモクラシーのマス化・資本主義経済の展開・社会の複雑化などにより、情報の偏在が認識され、その是正の必要性が認識されるようになっていく」と指摘し、「メディアによる適切な情報発信を通じて社会に情報を浸透させることが必要」と述べる⁶⁰。ゆえに、メディアに対して広く取材・報道の自由を認めることは多くの情報が社会に流通する環境を生み出し、国民の知る権利に応えることで個人の自己実現と国民の自己統治に資するものであると言える。

実名犯罪報道と「知る権利」の関係性についてはノンフィクション『逆転』事件第一審判決が、一般に犯罪に関する事実（捜査の状況や裁判の状況についてのもので、被疑者・被告人が誰であるかということをも含む。）は社会秩序に関する事柄であるから、公共の利益に関する事実と位置づけ、報道の自由は国民の知る権利を保障するために重要であるから、事件発生時または裁判継続中において、これを報道することは原則として適法であると判断している⁶¹。このように実名報道と知る権利の関係性を肯定的に捉える判例の態度に対して松井はこの判例の趣旨を妥当とし、「少なくとも、犯罪が公共の利害に関する事実である以上、警察の活動や主張、そして裁判の報道として真実を伝えている限りは、実名報道は原則として認められるべきではなからうか」と主張する⁶²。

さらに「公的情報としての犯罪情報は、皆に共有されることによって、公権力に対する批判的監視が有効になされる」とし、「捜査に対する国民の協力も可能になる（このような観点から、実名報道は、被疑者に対する一種の安全保障になる場合があるとさえ言い得る）」とする駒村の見解⁶³、報道の基本が5W1H（いつ・どこで・だれが・なにを・なぜ・どのように）であり、事

⁶⁰ 川岸令和「知る権利」、鈴木秀美／山田健太編著（2019）『よくわかるメディア法 第2版』、ミネルヴァ書房、15頁。

⁶¹ 東京地裁昭和62年11月20日判決、判時1258号22頁。Westlaw判例検索、URL：<https://go.westlawjapan.com/wljip/app/doc?docguid=I133144f01fc411ddb47e01000000000&linkvwr=true&homepagenews=false&parecolorState=false>（最終閲覧日2022/12/27）

⁶² 松井茂記（2013）『マス・メディア法入門〔第5版〕』、日本評論社、152頁。

⁶³ 駒村圭吾（2001）『ジャーナリズムの法理——表現の自由の公共的使用』、嵯峨野書院、231頁。

実の核心たる「WHO（だれが）」が抜けることで正確な事実を伝えられない点に着目し、「実名発表されないと、まず当事者の名前を割り出すことに時間・労力を注ぐことになり、その分だけ国民に伝えるべき情報が「薄く」なる」という山田の主張もある⁶⁴。このように実名報道は公権力を監視し、国民の知る権利に寄与するという点からも肯定的に捉えられているようである。

したがって、以上のような肯定的見解を整理すると、実名での報道に対して国民の知る権利を認める根拠は犯罪の抑止と公権力の監視に求められている。

他方、実名報道と知る権利の関係性を否定的に捉える見解からはそれぞれ次のように反論がなされている。まず犯罪の抑止をいう点について羽倉は、実名報道に一般予防効果自体についての実質的根拠や統計的データがあるのかという疑問点を挙げ、「国民にとって、警告、予防、抑制的効果の指針となるのは、何が犯罪となるかであって誰がやったかではない」⁶⁵と述べている。また公権力の監視を言う点については、報道の根幹となる5W1H（いつ・どこで・だれが・なにを・なぜ・どのように）はあくまで書く側の方法論であって人権と比較すべきことではない、と齊間は指摘している⁶⁶。

上述の通り、実名犯罪報道と知る権利の関係性については肯定的見解と否定的見解に二分されている状況であり、犯罪報道における実名が知る権利の内容であるか否かについては議論の存するところである。

3. 被報道者の人権

（1）無罪推定の原則

全ての有罪の前提事実が立証されない限りは被告人は処罰されないとする無罪の推定、もしくはin dubio pro reoの原則（i.d.p.r原則）の歴史は古く、既にローマ法及び教会法にも見られ⁶⁷、1789年のフランス人権宣言9条におい

⁶⁴ 山田隆司（2012）『記者ときどき学者の憲法論』、日本評論社、96頁。

⁶⁵ 羽倉佐知子（1999）「実名報道と子どもの人権」、有斐閣、ジュリスト1166号21頁。

⁶⁶ 齊間満（2006）『匿名報道の記録—あるローカル新聞社の試み』、創風者出版、159頁。

ては無罪推定に関する記述がある。そうした歴史的経緯から、ヨーロッパ人権条約6条2項は無罪推定の原則に関する明文の規定を置き、「刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に従って有罪とされるまでは無罪とされる (Everyone charged with a criminal offence shall be presumed innocent until proved guilty according to law.)」と定める⁶⁸。これと同様の意義を有する文言は世界人権宣言11条1項および自由権規約14条2項にも見出すことができ、公正な裁判を実現するために不可欠な、すべての民主主義国家において妥当する被疑者および被告人の一権利として理解することができる。

他方、日本の刑事手続においても無罪推定の原則は当然に妥当するものであると考えられているが、同原則を直接に明文化した規定はなく、その根拠は日本国憲法31条の適正な刑事手続の保障、起訴状一本主義を定める刑事訴訟法256条6項の規定は裁判所の予断排除・公平な裁判を保障するもので、無罪推定の原則に基礎づけられている。

i.d.p.r原則の根拠をなしているのが「10人の真犯人を逃すとも、1人の無辜を罰するなかれ」という法格言であり、in dubio pro reoの語を初めて用いたと言われるスチューベルは「国家に対して留保した個人の権利は、国家の緊急権に優る。証拠不十分の場合は、単に国家の刑罰権がありうるというにすぎぬ。法的には無罪に等しい」と述べる⁶⁹。スチューベルの述べるところに従えば、証拠が不十分であるにも関わらず与えられる嫌疑罰は、裁判官が事実判断について何ら責任を負えないにもかかわらず加えられる刑罰であり不当な罰と言わざるをえない。刑罰はその対象となる人の自由を奪い、さらに

⁶⁷ 吉村徳重 (1959)「無罪の推定と有罪の推定」,九州大学法政学会,法政研究25巻2号311頁。URL : https://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/opac_detail_md/?reqCode=fromlist&lang=0&amode=MD100000&bibid=1354&opkey=B167219983696737&start=1&listnum=5&place=&totalnum=24&list_disp=20&list_sort=0&cmode=0&chk_st=0&check=00000000000000000000 (最終閲覧日2022/12/28)

⁶⁸ ヨーロッパ人権裁判所「ヨーロッパにおける人権および基本的自由の保護のための条約」, URL : https://www.echr.coe.int/Documents/Convention_JPN.pdf (最終閲覧日2022/12/28) / COUNCIL OF EUROPE “Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms as amended by Protocol No. 15”, URL : <https://rm.coe.int/1680a2353d> (最終閲覧日2022/12/28)

⁶⁹ 吉村・前掲注67, 311頁。

日本の現行刑法のもとではその生命を奪うことさえありうる重大の権利の剝奪であって、犯人であるという疑いの余地が無いことが確認されてはじめて科すことのできる究極的な国家権力の行使である。したがって公正な裁判の場において検察官により被告人が有罪であることの証明がなされるまでは、いかなる人に対しても犯罪者としての扱いをしてはならず、被疑者・被告人はあくまで捜査機関が犯人であるとの疑いを持っているに過ぎない。

しかし、現在の犯罪報道では逮捕の段階で事件の犯人が捕まり、解決したかのようなイメージを抱かせるような表現がなされていないかという点で問題となっている。渕野によれば「犯罪心理学者と称するコメンテータによる被疑者・被告人の心理を“解明する”コメントや被疑者・被告人の厳罰を求める被害者側の意見は、被疑者被告人を犯人視する雰囲気づくりに拍車をかける」と述べる⁷⁰。また卑近な一例として、「マスメディアは、被疑者関係の人物を指すときには必ず、「男」、「女」という用語を用いる。一方、被害者関係の人物に対しては、必ず「男性」、「女性」という用語を用いる。このような表現の使い分けは、メディアは被疑者の肩を持つ立場には立たないという世間に向けたアピールであり、被疑者を市民として尊重しないというメッセージを社会に植え付けるに十分な効果を有していると思われる」とも指摘している⁷¹。

さらに、2009年から始まった裁判員裁判によって一般市民も刑事裁判に関わることとなり、犯罪報道と無罪推定の原則の関係について再検討する絶好の機会となったが、浅野によれば「日本新聞協会も日本民間放送連盟も現状の犯罪報道を根本的に変えるつもりはない。被疑者の逮捕を取材報道の頂点とする実名報道主義に手を付けない「見直し」で済ませようとしている」と指摘し、「このままで裁判員制度が始まると、公判前の取材・報道による問題が続出するのではないか」と述べる⁷²。職業裁判官であればまだしも、一般市

⁷⁰ 渕野貴生「マスメディアと刑事法」、内田博文・佐々木光明編（2022）『〈市民〉と刑事法—私とあなたのための生きた刑事法入門 第5版』、日本評論社、18頁。

⁷¹ 渕野貴生「実名犯罪報道をめぐる無罪推定法理の意義と射程」、飯島滋明編（2013）『憲法から考える実名犯罪報道』、現代人文社、134頁。

⁷² 浅野・前掲注45、2頁。

民から選出される裁判員が公判開始前にマスメディアを通じて事件の情報を得てしまうことで、その裁判員に予断を与え、さらには被告人に対する心証を形成してしまう可能性があるという点で、裁判員制度と犯罪報道の関係性については議論の存するところである。日本新聞協会は裁判員制度開始にあたって「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」を示し、「捜査段階の供述の報道にあたっては、供述とは、多くの場合、その一部が捜査当局や弁護士等を通じて間接的に伝えられるものであり、情報提供者の立場によって力点の置き方やニュアンスが異なること、時を追って変遷する例があることなどを念頭に、内容のすべてがそのまま真実であるとの印象を読者・視聴者に与えることのないよう記事の書き方等に十分配慮する」こと、「被疑者の対人関係や成育歴等のプロフィールは、当該事件の本質や背景を理解するうえで必要な範囲内で報じる。前科・前歴については、これまで同様、慎重に取り扱う」こと、「事件に関する識者のコメントや分析は、被疑者が犯人であるとの印象を読者・視聴者に植え付けることのないよう十分留意する」ことを確認したとしているが⁷³、浅野の指摘する通り見直しの範囲にとどまり、無罪推定の原則に関して公判前の予断排除をはじめとした犯罪報道のあり方に関する根本的な議論はなされていないのが現状であると思われる。

(2) プライバシー権

マスメディアには表現の自由・報道の自由が存在し、優越的地位が与えられていることは前述の通りである。しかし、マスメディアの表現の自由・報道の自由が国民の知る権利に奉仕するものであったとしてもその自由は無制限に認められるものではなく、限界があると言わざるを得ない。被報道者の名誉を毀損し、プライバシーをみだりに公開するような報道は許されない。国民の知る権利に応える報道と被報道者のプライバシー権をはじめとした人権とをいかに調和させるかについては犯罪報道におけるもっとも悩ましい問

⁷³ 一般社団法人日本新聞協会HP 裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針
URL : https://www.pressnet.or.jp/statement/report/080116_4.html (最終閲覧日 2022/12/28)

題であり、詳細な検討が必要であると思われる。

プライバシー権は日本国憲法に明文規定が無く、その根拠は幸福追求権を定める日本国憲法13条に求められる「新しい人権」である。こうした権利が認められるようになったのは19世紀末のアメリカ合衆国におけるイエロージャーナリズム、すなわち事実報道ではなくあることないことを扇情的に書き立てるジャーナリズムによるもので、「ひとりにしておいてもらう権利 (a right to be let alone)」として確立されたものである。すなわち、もとのプライバシー権は政府vs市民という構図ではなく、マスメディアvs市民という対立のなかで、記事の対象者がメディアの不法行為責任を追及するために主張した民事法的権利である⁷⁴。

その後、プライバシー権はより広い意味で使われるようになった。現在では個人が自分についての情報を誰にどう提供するかを自分でコントロールできる状態、すなわち自己情報コントロール権説が有力となり、自己の情報の流通をコントロールする権利としてのプライバシー権とマスメディアの表現の自由・報道の自由とが現在衝突している状況である。前述のとおり、日本新聞協会の見解ではプライバシーに該当する情報について「住所、年齢、生年月日、異性関係、健康状態や病歴、思想・信条、前科・非行歴、資産状態や資産形成方法、出身地や学校・学歴、家族関係、趣味、嗜好など」を挙げており、氏名は含まれていない。これはおそらく日本国憲法82条が公開の裁判を定めており、判例も憲法82条の趣旨を「手続きを一般に公開してその審判が公正に行われることを保障する」点にあると判示していることから⁷⁵、氏名は公開の法廷で明らかになることが前提となっており、個人のプライバシーに該当しないという認識であると思われる。

しかしながら、井上によれば「氏名というのは、社会関係の中にあつて自他を峻別するものでもあるが、そのような記号論的な意味だけでなく、親が勝手に付与した非選択的なものとは言え、非社会的な個人に一身に専属する

⁷⁴ 渋谷秀樹／赤坂正浩（2019）『憲法1 人権 第7版』、有斐閣、276-277頁。

⁷⁵ 最高裁判所大法廷昭和33年2月17日決定、刑集12巻2号253頁。裁判所HP、URL：https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=50432（最終閲覧日2022/12/29）

アイデンティティや人格の基礎となる個人情報」であって、「実名報道は、警察に逮捕されたとはいえ「被疑」者でしかない人を、一方的・強制的に真犯人であるかの如く社会化することで余儀ない非社会化に追い詰めて、非社会性と社会性という人間の両義的特徴の各個人による自主的な調整を狂わせ、自己情報をアンコントロール可能なものにするようになる」と指摘する⁷⁶。犯罪報道における氏名のプライバシー性についてはマスメディアと一個人とで大きな認識の差があると思われる。

(3) 忘れられる権利

プライバシー権の内容と解される自己情報コントロール権において問題となるのがインターネット空間上での情報コントロールについてである。インターネット空間上では一度情報が流されてしまうと当該情報は複製や改変されるなどして拡散され、保存され、それを完全に消去するのは不可能とも言えよう。

そうしたインターネット空間における情報のコントロール権を保護する目的で「忘れられる権利」が比較的最近欧州で認められるようになった。2014年5月13日、欧州連合司法裁判所は、スペイン人の男性がインターネット検索の大手法人に対し、過去の債務記録へのリンクを削除するよう求めた事案（グーグル・スペイン事件）において、人には「忘れられる権利（right to be forgotten / Recht auf Vergessen）」があると判断し、当該法人にリンクの削除を命じた。2014年段階でEU一般データ保護規則に規定されていた「忘れられる権利（right to be forgotten）」は、2016年の同規則17条で「消去権（right to erasure）」として規定され、データの主体（data subject）が有する「消去権」を、個人データの管理者に不当に遅滞することなく消去させる権利として定めた⁷⁷。こうした「忘れられる権利」あるいは「消去権」が欧州において

⁷⁶ 井上知樹「個人の尊厳性から見た実名犯罪報道」、飯島滋明編（2013）『憲法から考える実名犯罪報道』、現代人文社、125頁。

⁷⁷ 井上禎男「自己情報コントロール権と忘れられる権利」、鈴木秀美／山田健太編著（2019）『よくわかるメディア法 第2版』、ミネルヴァ書房、129頁。

権利化されている一方、日本ではプロバイダ責任制限法に基づくプロバイダ側の対応を求めているもの、欧州に見られるような「権利」性の承認には至っていない⁷⁸。

インターネット上の情報コントロール権や忘れられる権利と実名犯罪報道の関係性でいうと、一度実名によって報道されれば個人が特定されてしまい、司法による法的制裁を待たずしてインターネット空間で社会的制裁を受けること、そして刑罰を受けて社会復帰する際に過去の報道が残っていることでそれを妨げる可能性があることが問題となる。

当然ながら刑事事件における真犯人は日本国憲法31条に基づき適正な刑事手続によって司法が裁くべきである。司法による法的な制裁を待たずして、もしくは法的制裁に加えてリンチのようなかたちで社会的・私的制裁がインターネット上で行われるべきではない。長峯は「膨大なネット情報が駆けめぐってしまうと、軽微な犯罪であっても当該情報は「本人の過去」として漆黒の影のように執拗に付いて回ることになる」と指摘し、「たとえ罪を犯した者といえども、きちんと悔い改め、罪に見合うだけの償いを適正に済ませた後は、社会に復帰する資格と重い責任がある。またそれ相応に復帰できなければ、社会は“敗者復活”を全く認めないこととなり、もしそのような苛斂誅求な社会になってしまったら、逆に自暴自棄の犯罪は増え、私たちの共同体は暗黒の闇と化す」と述べる⁷⁹。仮に真犯人であったとしても適正な刑事手続を経て罪に見合う罰を受けたうえで社会に復帰する権利はある。ましてや冤罪であったらどうだろうか。本当は無罪にもかかわらず実名付きで犯人視する報道やコメントなどが半永久的にインターネット上に存在し続け、本人のみならず家族や関係者の人権を侵害する可能性があるならば、マスメディアは被報道者が情報をコントロールできる範囲での報道を心掛ける必要があ

⁷⁸ さいたま地裁平成27年12月22日決定、判時2282号78頁など。Westlaw判例検索より URL : <https://go.westlawjapan.com/wljp/app/doc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&srguid=i0ad6a473000001855c636004f184a73e&spos=1&epos=1&page=0&frmAlrt=false>（最終閲覧日2022/12/29）

⁷⁹ 長峯信彦「表現の自由の原理と実名犯罪報道 憲法とマスメディアをめぐる原点と現点」、飯島滋明編（2013）『憲法から考える実名犯罪報道』、現代人文社、166頁。

ると言えるだろう。

4. 小括

以上に述べたように、マスメディアは国民の知る権利に寄与するための表現の自由および報道の自由が広く認められており、安易な規制をすることは許されない。他方で、被報道者側は適正な刑事手続によって裁判を受ける権利を有し、何人も法律によって有罪が確定するまでは無罪として扱われなければならない。プライバシー権や忘れられる権利といった人権を侵害するような犯罪報道があってはならない。この「マスメディアの自由」対「被報道者の人権」という構図においてそれぞれをいかに両立すべきであるかという点は犯罪報道における永遠の課題であるようにも思われる。

本章までは過去から現在に至るまでの報道被害の実情や実名報道主義を採用する根拠、犯罪報道・報道被害の救済に関する各国比較、マスメディアおよび被報道者の言い分を憲法論に落とし込んで議論の状況がどうであるかといった、理論の視点から日本の犯罪報道について論じてきた。これを踏まえて、犯罪報道の現場で日々活躍する記者や被疑者・被告人を弁護する弁護士、さらには報道による被害を受けた被疑者・被告人を支援する団体に所属している人、プライバシー性の高い情報である依存症を持つ元受刑者で、現在は社会復帰を果たして依存症患者を支援している人へのヒアリング調査を実施した。理論上は前述したような議論のあるなかで、実務の視点では現在の犯罪報道をどのように見ているのだろうか。理論と実務、双方の視点から今後のあるべき実名犯罪報道の方向性を考える。

五 犯罪報道に関する実務的視点の確認 ―ヒアリング調査を踏まえて―

1. 調査の概要

犯罪報道の実情と報道被害に対する見解、今後の実名犯罪報道のあり方について実務の視点を得るために、取材現場の第一線で活躍する記者、現場の記者と記事をチェックして掲載に向けた調整をする新聞社報道部のデスク担

当者、被報道者となる被疑者・被告人を弁護する弁護士、報道による被害を受けた被疑者・被告人を支援する団体に所属している人、プライバシー性の高い情報である依存症を持つ元受刑者で、現在は社会復帰を果たして依存症患者を支援している人、計8名へのヒアリング調査を実施した。

本調査は事前に質問票を送付のうえ、対面もしくはオンライン会議ツールを使用して半構造化面接法で実施した。B弁護士に関しては事前に送付した質問票をもとに書面での回答を得た。なお、調査では協力者の許可を得たうえで録音および録画を行い、その後逐語録を作成した。以下の回答については、その逐語録からの一部抜粋になるが、掲載の都合上、文意を損なわない範囲での訂正を加えた部分もある。

ヒアリング調査の協力者とそのプロフィール、調査の実施に関する情報は以下の通りである。

① C記者

全国紙・D新聞社4年目記者。2019年に入社し、現在は市政担当。基本的には市議会や市長選挙、市政運営にかかわる事案について取材。犯罪報道に携わった期間は入社してからの2年半ほど。警察・司法担当として事件・事故・裁判の取材に携わる。調査実施日は2022年11月22日、オンライン会議ツールを使用した半構造化面接法で回答を得た。

② 早崎康之さん

高知新聞社報道部、事件・事故報道担当デスク。記者歴は24年。事件の原稿は基本的に早崎さんが目を通している。犯罪報道に携わった期間は支局の「サツ回り」を含めて15年ほど。調査実施日は2022年11月24日、対面による半構造化面接法で回答を得た。

③ 窪田湧亮さん

共同通信社2年目記者。2021年に入社し、これまで一貫して警察・司法を担当。犯罪報道に携わった期間は1年半ほど。それ以外にも災害取材や「話題もの」の取材も担当することがある。調査実施日は2022年11月24日、オンライン会議ツールを使用した半構造化面接法で回答を得た。本稿に掲

載する発言は社としての見解ではなく個人の見解である。

④ 熊川果穂さん

熊本日日新聞社6年目記者。地域報道本部社会担当，司法・警察班所属。熊本市内の警察署を巡回しての警察取材や事件・事故の取材を主に行う。事件取材の担当は玉名総局勤務時代を含めると累積で3年半ほど。調査実施日は2022年11月28日，オンライン会議ツールを使用した半構造化面接法で回答を得た。

⑤ A弁護士

高知弁護士会所属3年目弁護士。刑事事件，離婚や相続といった家事事件など幅広い事件を担当。携わった事件数としては刑事事件が最も多く，これまで90件ほどを担当。そのうち1件は裁判員裁判を担当。調査実施日は2022年12月1日，対面による半構造化面接法で回答を得た。

⑥ B弁護士

高知弁護士会所属10年目弁護士。交通事故，医療紛争等の損害賠償事件，遺産分割対応事件，相続対策業務等の相続関連業務，中小企業から一部上場企業までの会社関係企業法務，福祉関係対応業務，法教育委員会活動に伴う出張講義他各種の講演業務，こどもの権利委員会活動に伴ういじめ第三者委員会調査業務，その他一般民事事件，刑事事件を担当。これまで100件程度の刑事弁護に携わる。自記式質問紙法で調査を行い，送付した質問票をもとに書面での回答を得た。

⑦ 渡邊洋次郎さん

アルコール依存症や薬物依存症，ギャンブル依存症など依存症を持った人が地域で生活する支援を行う事業所，「リカバリハウスいちご」職員。渡邊さん自身も依存症を持ち，20年ほど前から「リカバリハウスいちご」を利用。精神病院への入院48回，少年院への入所や刑務所服役も経験。調査実施日は2022年12月12日，オンライン会議ツールを使用した半構造化面接法で回答を得た。

⑧ 海北由希子さん

熊本市在住の医療通訳者。コムスタカー外国人とともに生きる会・NPO

法人熊本YWCA所属。2020年11月熊本県芦北町で発生したベトナム人技能実習生リンさんの死産が死体遺棄罪に問われている事件で、被告人となったリンさんを支援している。一審・二審ともに有罪判決で現在上告中。2023年2月には最高裁判所第二小法廷で弁論が開かれることが決定した⁸⁰。調査実施日は2022年12月20日、オンライン会議ツールを使用した半構造化面接法で回答を得た。

2. 日本新聞協会「新聞倫理綱領」と各社の報道基準について

- 入社してから日本新聞協会の「新聞倫理綱領」は新人社員研修や普段の業務などで扱われるか、扱われるならばどれくらいの期間か。

C記者

研修などで新聞協会の「新聞倫理綱領」を直接扱ったことは、自分の記憶ではおそらく無かったかと思うんですが、ただD新聞社独自の事件事故報道に関する指針があって、何年かに一度改訂しながら、その時の社会情勢に合わせて、事件・事故、それから裁判に関しての報道のあり方をまとめたマニュアルがあるので、それを新人研修のときにも使いました。新人研修は約3週間あったんですけど、そのうち2～3日間は事件・事故、それから裁判報道についての勉強だったと記憶しています。研修でも倫理綱領をおそらく直接扱わなかったと思うので、その綱領自体を見直したりとか、そういったことは無かったのですが、ただ事件・事故、それから裁判の報道を扱うなかで、社内の指針を見直すことは多々ありました。

早崎さん

読むと思います。新聞倫理綱領は一定の考え方ではありますけど、それは金科玉条でもなんでもないので。やっぱり頭の中に置いて、日々の業務のなかで、書く意義とか人権とか、そういうのを考えながらやる感じですかね。新聞倫理綱領を見るよりも、県民に向き合う方が、読者に向き合う

⁸⁰ ベトナム人の元実習生、有罪見直しか 熊本・芦北町で死産の双子遺棄、2月に最高裁で弁論、熊本日日新聞社 2022年12月9日。URL：<https://kumanichi.com/articles/882591> (最終閲覧日2023/01/05)

方が大切だと思うんで。そんなに見直してないと思います。日本新聞協会自体別に僕ら入ってますけど。別にそこが上部組織でもなんでもないので。日本新聞協会の『実名と報道』も一応みんな見てますが、読む機会はそんなに。だってこれも「誰が書いとんねん」って話ですから。事件・事故報道の一定の指針は、『青本』というものがあって、あの事件の時はこういうことを書きますとかっていうのはあります。こういうことには配慮しましょうっていうのはありますね。

窪田さん

おそらく無かったと思います。無かったイコール全くそういった研修が無かったというわけではなくて、より詳しく犯罪報道について書いてあるガイドラインがあってそれを扱う機会がありました。多分「新聞倫理綱領」を参考に作られているので、見ていないわけでもなく、類似のものを見ているというのが実態に即しているのかなと。あとは、「社会記事を書くための基準集」っていうのが配られていて、そのなかにさっきお伝えしたガイドラインも含まれています。基準集は頻繁に、例えば逮捕記事のテンプレートとか、事故発生記事のテンプレートとかが書いてあるので、それは頻繁に見ます。具体的に何を書いてあるのかは言えないんですけど、それなりに頻繁に見ているかと思います。

熊川さん

熊本日日新聞社は新聞協会じゃなくて共同通信社が出しているガイドラインを新人記者研修では使いました。水色の本です。実際に記者研修のなかで、専門で警察担当はいるんですけど、若手は必ず「宿直」って言って、夜泊り勤務の時があるので、その時に火災とか事件・事故があった時に、必ず事件取材に接するので、それも兼ねて新人研修の時に事件取材を上司が警察官役・広報対応役になって、実際にある事件を例にして、記事を書いてみるっていうことをやりました。その時は共同通信の「新聞記者のガイドライン」だったと思うんですけど、その冊子を会社からもらいました。時間でいうと大学の1コマ分ぐらいだったと思います。そのあと見直す機会っていうのは、実際にいろんな事件に接した時とかに「どうだったか

な」っていったって、報道の仕方とか、共同通信が出しているガイドラインを読みながらなので。事件取材に触れていると、何回か見直す機会ってというのはあるのかなと思います。

- 「新聞倫理綱領」や自社の指針・ガイドラインは取材や記事執筆のなかでどれほど意識の中にあるか。どれほど意味のあるものだと考えるか。不自由さを感じたりはしないか。

C記者

例えば、社内の指針の中にはメディアスクラムの問題のことも書かれていて、2021年の5月に元町議の男性が殺害されるという事件が起きたんですけど、その際に亡くなった男性の遺族側から代理人弁護士を通じて遺族取材を控えてほしいと記者クラブへの要望があったので、各社その要望を受けて、遺族宅を急に訪問して取材に行ったりとか、そういうことはもうしなかったということがありました。ただそれに対して、遺族の声を伝えなかったのにそれができなくてものすごく不自由さを感じたかといえばそんなことはないです。私は基本的には「情報は可能な限りオープンであるべき」だと思っていて、ただそういうなかでも被害者自身や被害者の遺族への配慮というのは必ず必要だと思っているので、そのとき遺族取材ができなかったことについてもものすごく自分のなかで不満があったりとか、不自由さを感じたりってことはあまり無かったかなと思います。

早崎さん

社を代表して言うわけじゃないんですけど、私の考えとしては、これは守るべきものではなくて、判断の重要な、大切な指針の1つだと思います。「守る」「守らない」じゃなくて、今こういう綱領が存在していて、それはこういうことを謳っている。市民の感覚としてはこうとあって、判断材料のひとつかなって思っています。「守る」という意識は無いですね。当たり前前のことが書いてあるので、読まなくても、それはもう身体に染み込んでいる話なので。僕らは毎日もっと細かい公共の福祉、公共の利益と、人権とのせめぎ合いのなかにいるわけなので、そこには答え書いてないんです。

窪田さん

頭の中にある、になりますかね。犯人視報道をしないのはもう常識というか、常に意識しているところです。頭の中にあるというか、もう1段階上の、無意識のうちに入っているところかなと。ガイドラインだったり、新聞倫理綱領だったり、すごい理念的なものなので、日々の取材に落とし込んで考えてみると、守る・守らないというよりはすごくグレーゾーンが多いなと思います。例えばガイドラインには取材相手と、当局とご飯を食べに行っただけとはいけないとはもちろん書いてないし、取材相手とご飯に行くのが、イコール癒着にもならないと思っていて。具体的な取材に落とし込んで考えると、理念的には機能していると思うので、意味ないとは言わないんですが、理念的な範囲にとどまっている感じなのかなと。

熊川さん

常にと言われるとちょっと。事件ごとにケースバイケースなので。とりあえず広報担当の警察官に聞けることを聞かなきゃっていうのでバタバタして。ただやっぱり被害者の匿名性とか、被疑者であっても事情がある場合は配慮しなきゃいけないところもあるので。プライバシーの部分は、意識しながら取材しているかな、執筆しているかなって思います。それで、ガイドラインは守るというよりも、やっぱり事件・事故があった時に、私ひとりで判断するわけでもないの、「こういう記事で掲載する」ってもちろん上司と話し合いながらなんですけど。できるだけ事実をたくさん聞きかけるようにして、上とその情報を元に話し合っただけで決めるようにしています。

(以下、次号)